

井原すがこ

令和2年  
6月定例会

No36

討議資料

# 県議会報告

2020年7月



すがこと話そ�！



質問

国は検査の拡大には終始消極的ですが、本県独自に、徹底した検査による感染の早期発見と隔離により、感染拡大防止と経

（写真：議員控室の花）



「コロナが落ち着いたら再開しますのでご了承ください」

これまで感じてきたことですが、私の再質問にはマトモに何も答えず、ダラダラと一般論を述べてばかりで聞いていてイライラします。

質問相手でない職員が突然出てきて、訳の分からぬ答弁をし始めて驚きました。よほど

## 背景や問題点

最近の東京での感染拡大を見ると、山口県でも、第2波に備える必要があります。そこで、これまでの経験を活かした感染防止と経済を両立させるための新たな対策の方針について聞きました。

答弁

保健所等への相談件数は約3万件、PCR検査は約2千件、感染者数は37例、確保病床は42

3床です。一方で、県民の不安により相談が急増し、その対応に苦慮しました。

R検査の実施件数や感染者数、受入病床数、問題点などを教えて下さい。

質問

これまでのPCR検査の実施件数

設置促進、短時間で判定ができる抗原検査の導入を進めます。

答弁

外來・検査センター」の10件への拡充、「地域

山口県議会6月定例会（6月24日～7月10日）では、コロナウイルス関係の経済対策を盛り込んだ一般会計補正予算案（約2、160億円）、知事の6月期末手当カットの条例など10件が審議、可決されました。一般質問では、ウイルス対策や教育問題を取り上げましたので、主な内容をご説明します。詳細は、井原すがこのホームページやブログをご覧下さい。

溶を同時に回していく「山口方式」を作り上げてはどうですか。

のコメント

あなたには質問していません」と言おうかと思いました。

また、答弁漏れの再質問に対しても「議事進行します」と議長に言われ、とうとう答えてもらえませんでした。とても納得できませんでした。当事者が正確に答弁するよう、議会運営の改善を求めていきます。

すがこのハテナ？  
議事運営と進行とは



岩国・和木地区相談窓口  
岩国健康福祉センター  
0827-29-1523

# 教育を受ける権利

## 背景や問題点

岩国基地の軍人・軍属や日本人従業員等の子供の通学規制が行われ、保護者から学習の遅れや精神的ストレスなど悲痛な訴えが寄せられました。同じ日本人の子供なのにどうして学校に行けないのか、疑問に思いました。

## 質問

憲法との関係は、最終的には司法の判断ですが、各学校の学習支援により学習機会は確保されており、登校しないことのみをもって「教育を受けれる権利」がまったく失われていると考えていません。

## 質問

今年は、今後4年間使用される新学習指導要領に基づく新しい中学校教科書の採択の年ですが、その選定・採択が適正に行われ、子供たちにとって最善のものが選ばれているのか疑問もあり、質しました。

## 公正な教科書採択

1ヶ月間の欠席により学習や学校生活に深刻な影響が生じています。よく言われる登



のコメント

校自肃ではなく、事実上の通学禁止命令は、他の米軍基地にはない岩国だけの特殊なものであり、二度と繰り返されることはなりません。



## 答弁

教科書はす

べて国の検定に合格しておあり、教育委員が内容を事前に十分研究、議論した上で採択されています。昨年の歴史教科書採択の理由は、本県教育が目指す「郷土に誇りと愛着を持つ人材の育成」に適しているということです。



のコメント

小雨の降る中、山口市まで傍聴に行きました。議場のドアは全開で、エアコンは動いていたと思うのですが、傍聴席は暑かったです。

井原議員の質問のうち、コロナ対策ではもっと検査を増やして感染者と非感染者を分けていくようになります。

## 驚きの答弁に怒り

日本国憲法より

62席ある席も42席のみが座れるようになつていました。議場のドアは全開で、エアコンは動いていたと思うのですが、傍聴席は暑かったです。

井原議員の質問の上という県の認識に驚きました。答弁漏れとの指摘にも答えず、後味の悪い終わり方に、司令官命令だから仕方がないという無責任な回答でした。

## 傍聴席

日本国憲法26条では「すべての日本国民は等しく教育を受ける権利がある」と定められています。

はこの案件に対し、実態把握を怠つてゐる。

井原議員は「米軍岩国基地司令官のコロナ対策に関する命令で、日本国籍を有する子供たちが教育の機会を奪われた。県はどう考えるか」と質した。

これに対し、「司法が判断すること」と逃げた。また県

## 県民を守る姿勢欠如

男性)  
70代  
(岩国市

「すべての日本国民は等しく教育を受ける権利がある」と定められています。

はこの案件に対し、実態把握を怠つてゐる。

その姿勢には、子供や県民の権利を守る

井原市平田 60代女性)

井原すかこ後援会事務所  
郵便 740-0017  
住所 岩国市今津町  
4-11-20  
ヨーホーホーム 1階  
電話 0827-21-9808

者を分け、経済活動も回していくよう知事が率先して対策をすべきと提案、しかし積極的な回答は得られず、残念になりました。

また、米軍基地関係者の子供たちがコロナ対策のため、登校を制限されていることが憲法違反ではないかとの問い合わせに、司令官命令だから仕方がないという無責任な回答でした。